株式会社 西京銀行取締役頭取 松岡 健

令和5年度環境省「地域脱炭素融資促進利子補給事業」指定金融機関の採択について

西京銀行は、環境省が実施する令和5年度「地域脱炭素融資促進利子補給事業」の指定 金融機関に、昨年度に引き続き採択されましたのでお知らせいたします。

全国的に SDGs やカーボンニュートラルに対する機運が高まる中、当行の主たる営業エリアである山口県でも、大手コンビナート企業を中心にカーボンニュートラルへの取組みが加速しております。その産業構造の変化から、協力会社等をはじめとする中小・小規模事業者さまにおいても対応を本格化させる必要があります。

本事業は、地域金融機関としてこうした地元事業者さまのカーボンニュートラルの取り組みを後押しするもので、 $CO_2$ 削減効果の高い、省エネ・再エネ設備投資のための借入に対し、最大 1%(最長 3 年間)の利子補給が受けられる制度です。

西京銀行は、気候変動対応を含む、地域社会の課題解決に資する取り組みをより一層強化し、みなさまのお役に立つ銀行を目指してまいります。

#### ◆「地域脱炭素融資促進利子補給事業」の概要

• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
資 金 使 途	地球温暖化対策のための省エネルギー、再生可能エネルギー事業に関
	する設備投資
利 子 補 給	利子補給率 :最大 1.0%
	利子補給期間:最長3年間
交付対象融資額	最大 10 億円
	・太陽光発電設備及び自家消費のための蓄電池
	・バイオマス発電設備
利子補給対象と	・風力、水力、地熱発電設備
なる具体例	・省エネ性能の高い機器への更新(製造設備、LED 照明、空調設備等)
	・事業所の省エネ改修(断熱性の高い断熱材、サッシ及び断熱ガラス
	等)

※ お申込みに際しては、当行および環境省所定の審査がございます。

以上

◆本件に関するお問い合わせ 西京銀行 法人営業部(担当:木林) TEL:070-7575-2294 利子補給の対象は、地域脱炭素に資するESG融資に限ります。

#### 交付申請フロー 指定金融機関 融資先事業者 事務局 ※注2)年度とは4月から翌3月末をいいます。 前年度※注2の CO₂排出データ 地域脱炭素に資する 交付申請書 ESG融資の低炭素 CO2抑制計画の確認 ※注1) 審査には1~1.5ヶ月程度 助言等 設備投資計画等 要する場合があります。 設備投資事業計画書 ●利子補給金交付請求予定一覧表 二酸化炭素排出抑制計画表 前年度の二酸化炭素排出量を示す書類 融資先事業者の会社概要 ● その他、EPCが必要と認める書類 融資契約 交付決定通知書 融資実行 脱炭素設備投資 工事等実施 8月、2月 🛑 概算払請求書 元本返済 9月10日、3月10日 = 利子補給金交付 利払 3月10日以降 利子交付金実績報告書 目標達成に向けた 省エネ等の実施 額確定通知書 CO2抑制実 績報告※注3 5月末まで ← ■ 事業状況報告書 ※注3)5月末までに前年度(4月~3月末)の CO2抑制の実績を報告してください。

ご不明な点は、お取引金融機関にお問い合わせ下さい。



一般社団法人環境パートナーシップ会議(EPC) https://epc.or.jp/fund\_dept/datsutanso/r5\_shiteikin\_koubo

**E-Mail: info.fund@epc.or.jp 電話: 03-5468-6753** (電話受付時間 9:30~12:30、13:30~17:30 土日祝日を除く) ※通話料がかかります。 ※電話で問い合わせた場合であっても、そのお問い合わせ内容をE-Mailにて送付してください。

### R5年度版

# 地域脱炭素融資促進利子補給事業

### 環境省利子補給事業

再エネ・省エネ設備投資に向けた脱炭素融資の利息の最大1%を補給します。

### 利子補給率

最1.0%※1

### 利子補給期間

最3年間

### 利子補給金支払

年2回※

交付対象融資額

最10億円

- ※1 貸付利率1.3%以上→利子補給率=1.0%。貸付利率1.3%未満→利子補給率=貸付利率-0.3%。 なお、貸付利率が0.3%以下の場合は、利子補給の対象にはなりません。
- ※2 融資の償還期限が先に到来する場合にあっては当該期限まで。
- ※3 年2回、9月と3月に利子補給金を支払います。
- (注)申請にあたっては公募要領と交付規程を必ずご確認ください。





−般社団法人環境パートナーシップ会議(EPC)





#### 利子補給金の申請に必要な書類

- ▶交付申請書
- ▶利子補給金交付請求予定一覧表
- ▶ 前年度の二酸化炭素排出量を示す書類
- ▶ その他、EPCが必要と認める書類 (工事費見積書等)
- ▶設備投資事業計画書
- ▶二酸化炭素排出抑制計画表
- ▶融資先事業者の会社概要

その他、利子補給期間中は毎年度終了後に事業状況報告書を提出する必要があります。



#### 交付決定後の注意事項

以下の変更を行う場合は、あらかじめEPCに融資条件等変更承認申請書を提出する 必要があります。

- ▶融資条件が変更になった場合
- ▶資金使途が変更になった場合
- ▶事業計画(工事期間等)が変更になった場合
- ▶その他、交付申請書の内容に変更が生じた場合、等







### 対象となる取組事例の紹介

#### ▼ 事例 1

利子補給金を活用した融資に より、蛍光灯照明をLED照明 へ交換工事を行うことにより、 二酸化炭素排出抑制につな がった。



#### ▼ 事例 2

利子補給金を活用した融資 により、工場の空調設備を省 エネタイプの設備に入れ替え ることにより、空調設備の消 費電力を大きく削減し、電気

がった。



#### ☑ 事例 3

利子補給金を活用した融資に より、太陽光発電設備を設置 したことにより、大幅な二酸化 炭素排出抑制につながった。



## よくある質問と回答





地域脱炭素に資するESG融資 とはどのような融資のことを言 いますか。



地域脱炭素に資するESG融資とは、環境 (Environment)、社会(Social)、企業統 治(Governance)の要素を考慮して行う 地域循環共生圏の創出に資する省エネ・再 エネ設備投資に行う融資であって、地球温 暖化対策推進法に基づき地方公共団体が 作成する実行計画等、地球温暖化対策又は 地域活性化等を目的とする条例等若しくは 地方公共団体が地球温暖化対策又は地域 循環共生圏の創出のために作成する計画等 と整合する融資を言います。自治体が作成 する地球温暖化対策計画書などのどの部分 と整合するか、マーキングなどをして提出し てください。

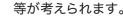


#### どのような融資が 利子補給の対象となりますか。



交付規程第3条(1)の要件を満たす省工 ネ・再エネ設備融資が対象になります。 具体例としては、

- ・太陽光発電設備及び自家消費のための 自営線及び蓄電池
- ・バイオマス発電設備
- ·水力発電設備
- ・省エネ性能の高い機器への更新 (製造設備、LED照明、空調設備等)
- ・事務所の省エネ改修 (断熱性の高い断熱材、サッシ及び断熱 ガラス材等)











交付申請書は、どのような タイミングで提出すれば良い ですか。



交付申請書は、融資契約及び工事の着工 の前に提出していただく必要があります。 また、交付申請の提出締切は令和6年1月 31日で、かつ融資の開始の日が令和6年 2月10日までに設定されている必要があり ますのでご留意ください。















省エネ建物は 対象になりますか。



省エネ建物の場合、省エネ性能を有する建 物内の設備が対象となり得ます。

具体的には、断熱材、サッシ及び断熱ガラス 材、空調・給湯設備及びその配管、受変電設 備、省エネ機器と一体不可分の制御盤・分 電番・配管配線、BEMS機器等が対象とな











